

平成22年度公共事業事前評価調書（簡易型）

（土石流被害の防止による評価）

（区分） **国補** 県単

事業名	治山事業 [復旧治山事業 (国補)]	事業箇所	南巨摩郡 南部町 福士	地区名	くじらのがや 鯨野川	事業主体	山梨県									
<p>(1) 事業概要</p> <p>① 課題・背景 本箇所は、南巨摩郡身延町福士地区に位置する一級河川福士川の支流であるが、近年の集中豪雨により土砂及び流木が溪流内に不安定に堆積し、土石流発生のおそれが高まったため、土砂流出防止対策を早急に実施し、下流保全対象の保護を図る必要がある。</p> <p>② 整備目標・効果 □ 主要目標 ○ 土石流被害の防止 <table border="0"> <tr> <td>保全対象 人家 27 戸</td> <td>町道 1200m</td> <td>林道 50m</td> </tr> <tr> <td>緊急度・危険度</td> <td>11 ≥ 10 点 ※</td> <td></td> </tr> <tr> <td>被害軽減額</td> <td>915 ≥ 340 百万円 ※</td> <td></td> </tr> </table> (※：評価基準値) □ 副次目標 — □ 副次効果 —</p>				保全対象 人家 27 戸	町道 1200m	林道 50m	緊急度・危険度	11 ≥ 10 点 ※		被害軽減額	915 ≥ 340 百万円 ※		<p>(3) 事業の妥当性評価</p> <p>① 公共関与の妥当性（行政が行うべき事業か） 妥当・妥当でない <input type="radio"/> ○ <input type="checkbox"/> □ ・ 森林法第41条第1項に規定された「保安施設事業」に該当</p> <p>② 事業執行主体の妥当性（県が行うべきか） ○ □ ・ 森林法第41条第3項の規定により都道府県知事が整備</p> <p>③ 経済妥当性 ○ □ 費用便益費 便益(B) / 費用(C) = 8.42 > 1.0 ・ 便益(B) = 866 百万円 ・ 費用(C) = 102 百万円</p> <p>④ 事業実施・規模の妥当性 ○ □ ・ 流域内は治山堰堤が設置されてない。なお、砂防等等施設の計画はない</p> <p>⑤ 整備手法の有効性 ○ □ ・ 保安林機能の回復を図る目的から治山事業による整備が有効</p> <p>⑥ 環境負荷への配慮 ○ □ ・ 切土盛土面は緑化し、裸地を残さない ・ 使用機械は排ガス対策型とし、環境負荷を低減する</p> <p>⑦ 事業計画の熟度 ○ □ ・ 地元南部町からの強い要望あり</p> <p><妥当性評価> ・ 7項目全て妥当であることから、妥当と判断する</p> <p>(4) 事業間優先度評価 ・ 貢献度ランク：a、副次効果ランク：2 ∴ 優先度評価：I</p> <p>総合評価 ○ □ ・ (3) 及び (4) の結果から実施</p>			
保全対象 人家 27 戸	町道 1200m	林道 50m														
緊急度・危険度	11 ≥ 10 点 ※															
被害軽減額	915 ≥ 340 百万円 ※															
<p>(2) 整備内容と整備量</p> <p>① 整備内容 谷止工 4 基</p> <p>② 整備期間 平成23年度～平成24年度</p> <p>③ 総事業費 約 109 百万円 (国費 54 百万円 (5/10) 県費 55 百万円 (5/10))</p> <p>④ 全体計画 <table border="0"> <tr> <td>平成23年度 谷止工 2 基</td> <td>55 百万円</td> </tr> <tr> <td>平成24年度 谷止工 2 基</td> <td>54 百万円</td> </tr> </table> </p> <p>⑤ 既整備内容・期間・事業費 なし</p>				平成23年度 谷止工 2 基	55 百万円	平成24年度 谷止工 2 基	54 百万円	<p>【事業位置図等】</p> <p style="text-align: center;">省略</p>								
平成23年度 谷止工 2 基	55 百万円															
平成24年度 谷止工 2 基	54 百万円															